

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の制定について

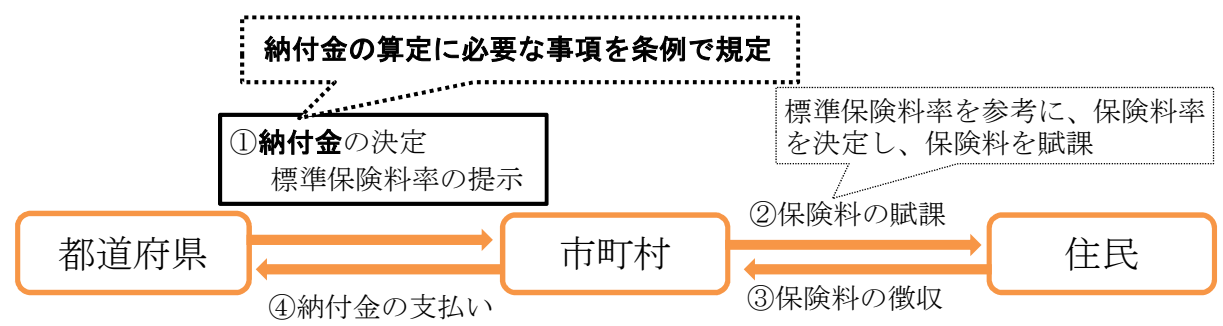
1 条例制定の背景・理由

国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から、都道府県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用等に充てるため、条例を根拠として、年度ごとに、県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を徴収するものとされた。（改正後国民健康保険法第75条の7関係）

このため、当該納付金の算定に関し必要な事項を条例で定めるもの。

2 条例で定める事項の概要

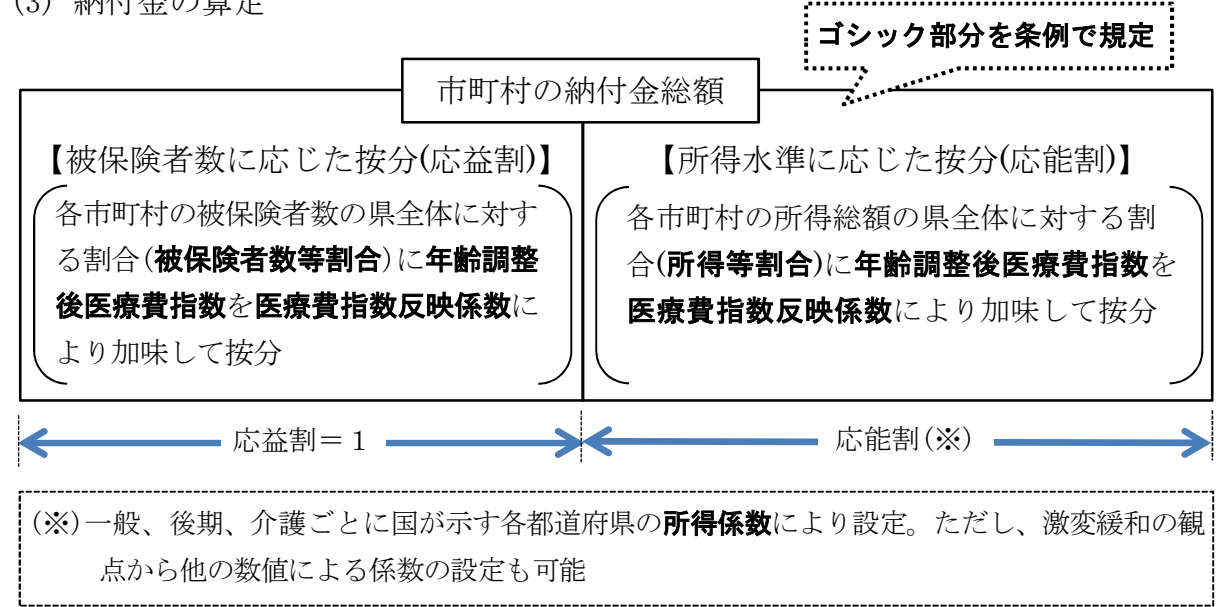
(1) 納付金の概要



(2) 納付金総額

一般納付金 + 後期高齢者支援金等納付金 + 介護納付金納付金

(3) 納付金の算定



(4) 規定の概要

事項	概要	一般	後期	介護
医療費指数反映係数 (3条)	各市町村の医療費水準の多寡を反映する係数。 「すべて反映(1)」から「全く反映しない(0)」までの間で調整。 (具体的な係数は告示※で設定)	○	/	/
年齢調整後医療費指数 (4条)	「各市町村の1人当たり医療費実績」÷「全国平均の医療費単価(5歳階級別)を各市町村の人口構成に当てはめて合成した1人当たり医療費」 (全国平均は1、本県市町村は0.78~0.98)	○	/	/
所得係数 (5, 8, 11条)	本県の所得水準を反映する係数。 全国平均と比較した都道府県の所得水準が原則。 (具体的な係数は告示※で設定(全国平均は1、本県は1.2程度))	○	○	○
所得等割合 (6, 9, 12条)	「当該市町村の所得総額」÷「当該都道府県の所得総額」 (所得には資産を含めない)	○	○	○
被保険者数等割合 (7, 10, 13条)	「当該市町村の被保険者数」÷「当該都道府県の被保険者数」 (世帯数は加味しない)	○	○	○

※告示は、平成30年1月頃公布し、施行は平成30年4月1日

3 条例施行日

平成30年4月1日 (公布予定日：平成29年12月下旬)

4 その他

国保の制度改革に伴い、上記条例のほか、年度内に次の条例を制定又は改正する予定

- ・国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例
- ・愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例
- ・国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（案）

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第七十五条の七第一項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金（県が市町村から徴収する同項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第二条 国民健康保険事業費納付金は、年度ごとに、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）及びこの条例で定めるところにより算定した額を、規則で定めるところにより、市町村から徴収する。

（医療費指数反映係数）

第三条 令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村に係る令第八条第一号の一般納付金基礎額に当該市町村に係る同項第二号ロの年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるようにするものとし、各市町村における法の規定による保険料（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料」という。）の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

（年齢調整後医療費指数）

第四条 令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数）

第五条 令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数を定めるに当たっては、令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第五項第一号に掲げる額を令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第五項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とし、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

（一般納付金所得等割合）

第六条 令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第七条 令第九条第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第七項第一号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第八条 令第十条第一項第二号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数を定めるに当たっては、令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第十条第三項第一号に掲げる額を令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第十条第三項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とし、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第九条 令第十条第一項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第十条 令第十条第一項第二号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第一号に掲げる数とする。

（介護納付金納付金所得係数）

第十一条 令第十一条第一項第二号イ(1)の介護納付金納付金所得係数を定めるに当たっては、同条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とし、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

（介護納付金納付金所得等割合）

第十二条 令第十一条第一項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第四項第一号に掲げる数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第十三条 令第十一条第一項第二号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。